

砂子沢生活改善センター移転新築事業
設計・施工者選定プロポーザル

審 査 基 準

令和2年7月

盛岡市

目 次

1	審査基準の位置付け	1
2	受注者の選定方法	1
3	参加資格審査	3
4	プレゼンテーション・ヒアリング前の事前確認	3
5	提案審査	4
6	失格	7

1 審査基準の位置付け

この審査基準は、盛岡市が、砂子沢生活改善センター移転新築事業を実施する受注者を選定するに当たり、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、最優秀提案者などを選定するための方法や審査基準などを定めるものである。

2 受注者の選定方法

(1) 受注者の選定方法

受注者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式とする。

受注者の選定に当たっては、提案金額、設計・施工に関する技術及び事業遂行能力などを総合的に評価し最優秀提案者を選定する。

(2) 審査の進め方

審査は、参加資格を確認する「参加資格審査」、提案金額や提案書類の内容を評価する「提案審査」により実施する。「提案審査」は、提案金額や提案書類内容が要求水準書などに示す内容を満足しているか否かを確認し、提案内容を様々な視点から評価する。（図1参照）

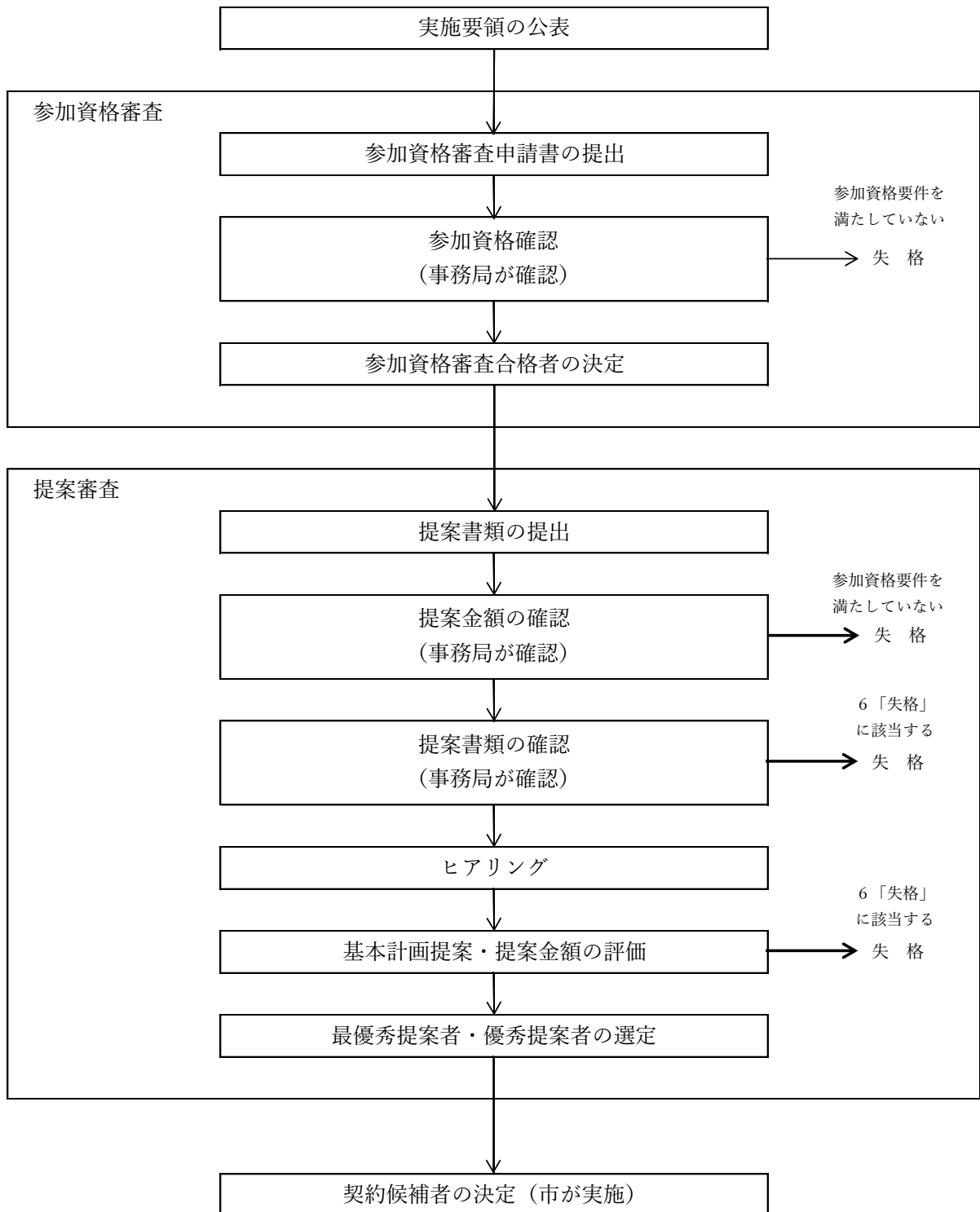
(3) 審査体制

事務局は、参加資格要件についての確認を行い、参加資格審査合格者を決定し、合格者からの提案金額及び提案書類の確認を行う。

委員会は、提案書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの審査を行なう。

なお、本プロポーザルに関する事項について、委員との接触は一切禁止する。

図1 最優秀提案者選定までの流れ



3 参加資格審査

(1) 参加資格要件の確認

参加資格審査申請書と併せて提出された資格審査書類をもとに、実施要領で示した参加資格要件の確認を事務局が行う。実施要領で示した参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。

(2) 参加資格審査合格者の決定

上記(1)の結果、参加資格審査合格者は提案書類を提出する。

4 プレゼンテーション・ヒアリング前の事前確認

実施要領に定めた提案書類及びプレゼンテーション・ヒアリングで使用する説明資料について事務局が確認を行う。

(1) 提案金額の確認

提案金額が契約上限額の範囲内であることを確認する。市の契約上限額の範囲内にあることが確認された応募者は、基礎的事項の確認対象とし、範囲外の実者は失格とする。

(2) 提案書類の確認

提案書類に記載されている内容が、6「失格」に規定する事項をはじめ、本事業の基本的条件、必須項目その他要求水準を充足していることを確認する。

その結果、その要件に適合していない場合は、応募者に確認の上、失格とする。

ア 基礎的事項の確認

提案書類に記載された内容が、表1の基礎的な事項を満たしていることを確認する。

表1 審査項目

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・食い違い	提案書類全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは食い違いがないか。

イ 要求水準の確認

各応募者の提案内容が、市の要求する水準及び性能に適合していること、要求水準書に規定する必須項目に関する確認を「要求水準書」に基づいて行う。

5 提案審査

委員会は、提案書類及びプレゼンテーション・ヒアリングをもって評価を行う。

(1) 定量事項の審査（表2）

定量事項について、応募者からの提案書類及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき以下の方法により評価を行う。

ア 事業計画評価

応募者が提案した見積価格について、以下により得点を算定する。

なお、予算上限額を超える提案については、失格とする。

(ア) 得点算定式

基準配点 × (最も低い提案額 / 当該提案額)

(イ) 予算上限額

予算上限額は、総額 51,000 千円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

イ 事業者の設計業務実績評価及び配置予定管理技術者の業務実績評価

応募者の設計・施工実績などについて、表2の項目及び基準により採点する。

表2 定量事項の評価

定量事項			
評価項目		評価基準	基準配点
事業計画評価	廉価で要求水準を備えた提案金額	基準配点 × (最も低い提案額 / 当該提案額)	5
事業者の設計業務実績評価	元請として木造建築物新築工事の設計実績（平成17年4月1日以降に完了した業務を対象）	10件以上	5
		7件以上10件未満	3
		3件以上7件未満	2
		それ以外	0
配置予定管理技術者の業務実績評価	木造建築物新築工事の設計業務において元請の管理技術者として従事した経験（平成17年4月1日以降に完了した業務を対象）	10件以上	5
		7件以上10件未満	3
		3件以上7件未満	2
		それ以外	0
	業務成績評定 市が発注した建設コンサルタント業務で、管理技術者として従事した建築設計業務の成績評定点（対象5年間、平成27年度から令和元年度の期間）のうち最高値で評価する。	80点以上	5
		75点以上80点未満	4
		70点以上75点未満	3
	65点以上70点未満	2	
	65点未満又は実績なし	0	

定量事項			
評価項目		評価基準	基準配点
事業者の業務実績評価	元請として木造建築物新築工事の施工実績（平成 17 年 4 月 1 日以降に完了した業務を対象）	10 件以上	5
		7 件以上 10 件未満	3
		3 件以上 7 件未満	2
		それ以外	0
	工事成績評定 市が発注した建築一式工事の工事成績評定点（対象 5 年間，平成 27 年度から令和元年度の期間）の平均値（小数点以下第 2 位を四捨五入 1 位止め）で評価する。	80 点以上	5
		75 点以上 80 点未満	4
		70 点以上 75 点未満	3
		65 点以上 70 点未満	2
		65 点未満又は実績なし	0
	配置予定技術者の業務実績評価	木造建築物新築工事において，元請の主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した経験（平成 17 年 4 月 1 日以降に完了した業務を対象）	10 件以上
7 件以上 10 件未満			3
3 件以上 7 件未満			2
それ以外			0

(2) 定性事項の審査（表 3 及び表 4）

定性事項について，応募者からの提案書類及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき以下の方法により評価を行う。

ア 評価方法

各提案に対する評価は，表 3 の項目で示す基準配点を最高点とし，表 4 の A ～ E の評価区分により各項目の配点を行った合計点数を得点とする。

表3 定性事項の評価

定性事項			
評価項目		審査の視点	基準配点 (最高点)
業務計画	業務理解度	業務内容を理解した提案となっている	5
	実施手順の 妥当性	提案した工程での実効性	5
施設計画	平面・動線 計画	すべての利用者が安全で快適に施設利用できるよう配慮	5
	性能	省エネルギーの考慮	5
	景観	意匠，周辺景観との調和への配慮	5
	ライフサイ クルコスト	維持管理コスト低減のための配慮 維持管理，更新などの容易さの工夫	5
	地域振興		グリーン・ツーリズムの推進など，地域の特色を 生かした機能への配慮
市産材・県産材の活用			10
施工計画	安全対策な ど	安全対策，防災対策などに関する取組	5
		施工品質に関する取組	5
計画全般	その他	その他独自に配慮した点 (効果的な追加提案)	5

表4 評価区分と配点

評価区分		表3の配点	
		5点	10点（地域振興）
A	特に優れている	5	10
B	優れている	4	8
C	普通	3	6
D	不十分である	1	3
E	記載なし	0	0

(3) 評価点の算出

評価点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者までの順位点（1位—5点，2位—3点，3位—1点）を付け，委員会で合計した順位点の総得点により順位を付ける。なお，総得点が高点の場合は，高い順位の票を多く得た者を上位者とする。

(4) 最優秀提案者の選出方法

ア 上記（3）の結果による最高得点者を最優秀提案者に選定する。

イ 最優秀提案者の次に高得点を得た者を優秀提案者に選定する。

ウ 市は，委員会による最優秀提案者及び優秀提案者の選定結果をもとに，契約候補者及び次点者を決定し，契約交渉の相手方とする。また，その結果を応募者全員に書面により通知するとともに，契約候補者を盛岡市公式ホームページで公表する。

エ 契約候補者が辞退，その他の理由で契約締結に至らなかった場合は，次点者を契約交渉の相手方とする。

6 失格

(1) 次のいずれか一つに該当する場合は，当該プロポーザル応募者を失格とする。

ア 参加資格審査申請書を提出した者で，提出期限日の翌日から契約締結日までの間に，盛岡市から指名停止措置を受けた場合。

イ 参加資格審査申請書を提出した者で，提出期限日の翌日から契約締結日までの間に，盛岡市の締結する契約などからの盛岡市暴力団排除条例に基づく入札からの排除措置を受けた場合。

ウ 審査の公平性に影響のある行為があったと認められる場合。

エ 提出した参加資格審査申請書，技術提案書の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。

オ 本プロポーザルに関する事項について，委員への接触が認められた場合。

カ 要求水準書の「必須項目」の内容を満たしていない場合。

(2) 次のいずれか一つに該当する場合は，当該プロポーザル応募者を失格とする場合がある。

ア 提出方法，提出先に適合しない場合。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

エ プレゼンテーション・プレゼンテーション・ヒアリングなどで許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。